意見

助言など

0

静岡市障害者自立支援協議会

0 全市連絡調整会議

運営主体:基幹相談支援センター

題

ഗ 提

案

〈静岡市における相談支援事業の体系〉

4

基幹相談支援センター

(虐待防止センター)

市委託事業

◆相談支援の中核的な役割 支援体制の連携強化 専門的な助言・指導 人材育成

困難ケースの対応 権利擁護 など





◆障害者総合支援法等をもとに、障害福祉 サービスにかかる給付、地域生活支援事 業その他の支援を総合的に実施。

障害者施策推進協議会 医療的ケア児等支援協議会 発達障害者支援地域協議会 精神障害者地域連携協議会



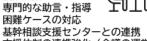
(情報共有)

委託相談支援事業所

(虐待防止センター)

市委託事業※





支援体制の連携強化 (会議の運営等)

※一部事業所は指定管理

複数の

関係機関・関係者

- ・障害福祉サービス事業所
- ・保健・医療関係者
- 教育関係者
- · 就労支援関係者
- ・当事者団体
- 学識経験者 権利擁護関係者
- 関係行政機関

連絡調整会議



行政区(3区)

課題の共有、

整理、調整

運営主体:障害者相談支援事業所

◆個々のケース検討、サービス調 整、地域課題のとりまとめ。 個別事例の検討を通じて抽出さ れる課題に対する取組を実施。

運営支援: 基幹相談支援センター

6つの専門部会



- 権利擁護・虐待防止部会
- 就労支援部会
- 地域生活支援部会
- 地域移行支援部会
- 子ども部会
- 相談支援部会
- ◆課題ごとに議論を深め、 具体的な取組を実施。

指定特定計画 相談支援事業所



◆サービス等利用計画の作成 及び基本相談支援

相談者を取り巻く環境

専門的な相談機関

市委託事業



ילס

- 発達障害者支援センター「きらり」
- 医療的ケア児等コーディネーター

県委託事業

・障害者就業・生活支援 センターさつき



相談者



◆障がい当事者や保護者等が 相談員となり、身近な地域 で気軽に相談に応じる。

7